

## 名古屋市私立高等学校授業料補助についてのお知らせ

名古屋市私立高等学校授業料補助制度は、保護者の負担軽減により公私間格差の是正を図る目的から、**政令指定都市で唯一、独自の補助を、愛知県の授業料補助制度の対象外となる世帯に対して行っております。**（通信制の課程に対する補助については、令和7年度に新設され、令和7年度の補助対象者は、**1・2年生のみ**です。）

愛知県の私立高等学校に通う生徒の保護者負担を少しでも軽くするため、次のとおり授業料の補助を行いますので、該当される方はこの制度をご利用ください。

### 1 授業料の補助を受けることができる方（次の3つの条件をすべて満たすこと）

- (1) 愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外であること
- (2) 愛知県内に設置されている私立高等学校に10月1日時点で在籍していること
- (3) 生徒とその保護者等の住所がともに10月1日に名古屋市内にあること

### 2 令和7年度補助基準及び補助額

通信制（定額制授業料の場合）

補 助 基 準		補 助 額（年額）
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象外で、 令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯	1・2年生：3,600円
II	令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯	1・2年生：2,200円

※算定基準とは、保護者等の令和7年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」の合計額をいいます。なお、算定基準は原則として、父母の合計額となります。

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。



通信制（単位制授業料の場合）

補 助 基 準		補 助 額（1単位当たり）
I	愛知県が独自に実施する私立高等学校授業料軽減事業の対象範囲外で、 令和7年度算定基準額が325,500円未満の世帯	1・2年生：144円
II	令和7年度算定基準額が325,500円以上の世帯	1・2年生：88円

※算定基準とは、保護者等の令和7年度の「課税標準額×6%－市民税の調整控除額×3/4」

の合計額をいいます。なお、算定基準は原則として、父母の合計額となります。

※実際に納入する授業料の額が補助額に満たない場合は、納入する金額を限度とします。

※単位制授業料の場合の補助対象単位数は、年間30単位が上限となります。

### 3 よくある質問について

補助対象となる世帯年収の目安や課税標準額の確認方法、その他のよくある質問について、名古屋市公式ウェブサイトに記載しました。

下記のページでご確認いただけます。

私立高等学校授業料補助 のページ

URL <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000051001.html>



### 4 問い合わせ先（令和7年6月10日から）

名古屋市教育委員会事務局学事課（私立高校授業料補助担当）

☎ 052-972-3251 【問い合わせ専用ダイヤル】

